

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 指名推選の最中での休憩について

定例会において、副議長の辞職に伴う選挙を実施するところ、事前の調整では、指名推選で後任の副議長を選ぶことで各会派の了解を得ているが、実際の選挙の際に一部の議員から異議が出る可能性がある。

指名推選で、後任の副議長を選ぶことになっているため、一部の議員から、仮に異議が出た場合、改めて調整等を行うため、また、投票による選挙の準備のため、休憩せざるを得ないと考えている。

投票による通常の選挙の場合、議場の閉鎖を行うため、選挙中の休憩は予定されていないと考えるが、指名推選では議場の閉鎖が行われていないため、休憩は可能と考えるが、このような運営は可能なのか。

連載 53

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部副部長
本橋 謙治

A1 結論から言いますと、休憩は可能と考えます。しかし、あまり適当な運営とは言えないと考えます。

Q1の指摘のとおり、通常の投票による選挙では、議場の閉鎖が行われますが、指名推選では議場の閉鎖は行われません。これは、指名推選の場合、投票による選挙と異なり、選挙に要する時間が極めて短いことから、議場を閉鎖する理由として挙げられる、①選挙時の混乱防止、②選挙の公正確保、③選挙の定足数確保などの必要性が低いためと考えられます。

このことから、指名推選の最中での休憩は可能と解しますが、形式は異なれど、選挙であることには変わりないことから、可能な限り選挙の手続が中断することなく、一連の流れの中で行われることが適当と考えます。特

に、Q1で挙げている投票の準備による休憩は、事前に準備しておけば、あえて休憩する必要はないと考えます。

また、選挙ということから、全ての手続が連続して行われることが当然と考えている議員から、休憩することに対して異議が出されるなど、混乱の可能性があります。よって、休憩の可能性があるならば、事前に議会運営委員会などでその旨について、了承を得おくことが適当です。

最後に、再開後の運営ですが、選挙の途中で休憩に入ったことから、最初に戻った状態であると考えます。よって、議長は、改めて選挙の宣告を行う必要があると考えます。なお、最初に戻ったことから、改めて指名推選を諮り異議を出させて投票による選挙を行うべきかについては、既に異議が出されており、

仮に指名推選を諮っても異議が出る可能性が極めて高く、改めて指名推選をする意義に乏しいと考えられることから、選挙の宣告後は投票による選挙を行う旨を議長が宣告すればよいと考えます。

参考 地方自治法

第118条 第1項省略

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

4～6 省略

参考 標準市議会会議規則

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

Q2

指名推選における議会事務局長による被指名者の指名

本市議会では、一部事務組合の議員

の選挙（定数4名）を指名推選で行うことになった。

その際、一部の議員から被指名者の指名を議会事務局長が行うべきではないかという意見が出された。

このような運営は可能か。

A2 結論から言うと、不可能と考えます。

確かに、通常の投票による選挙と異なり、指名推選は簡易な方法ですが、あくまで選挙です。選挙に参加できるのは、選挙権を有する者、この場合は議会にいる議員です。議会事務局の職員は、局長も含め選挙権がないため、選挙に参加することはできません。

選挙権のない者が、指名推選の指名者となり、被指名者を指名することは、右記理由により極めて問題があると考えます。仮に、議長が指名者となり、議長が自分に代わって議会事務局長に被指名者を指名させることも、本来は議長が指名する権限を有しているにもかかわらず、明確な根拠なくその権限を委任することは問題があると考えます。

よって、指名推選における指名者は、議会にいる議員（議長も含む）の誰かが行うべきであり、議会事務局職員（議会事務局長も含む）が指名することは、どのような形式であっても行うべきではないと考えます。

Q3

閉会宣告前の休憩について
今定例会の最終日に、執行機関より副市長の選任同意の事件が提出される旨が議長に伝えられた。

しかし、執行機関から、対象者の関係先との調整に時間を要しているため、最終日の上程が可能かどうか不透明な状況であり、可能となった時点で正式に提出するため、閉会前に一度、休憩して欲しいという申入れがあった。

このことを議会運営委員会で議長と議会事務局が報告したところ、一部の議員が、全日程を終了したら、直ちに閉会しなければならぬと主張している。当該議員が主張しているように、全日程が終了したときは、直ちに閉会する法的な義務があるのか。

A3

結論から言いますと、最終日の全日程終了後、直ちに閉会宣告をしなければならないという法的な義務はありません。

確かに、議事日程に記載されている事件の審議が終了すれば、通常の場合、散会し、最終日ならば、閉会宣告をすることになります。しかし、会議規則は散会を義務付ける規定になっていません。このことから、閉会宣告も同様に解すことができます。

Q3のように、何らかの理由で最終日の本会議の開議までに事件の提出が間に合わず、散会直前に提出可能となることは十分に予想される事態です。議会は、提出された事件を審議し、その結論（可否）を出すことが求められていている機関であることから、最終日の全日程終了後に休憩に入り、その間に追加提出された事件に関する協議等を議会運営委員会などで行い、再開後、議長発議で日程追加を諮り、これを審議することが適当と考えます。

しかし、全ての日程が終われば、閉会宣言すると考えるのが通常なので、議長は休憩を宣言する際に、①執行機関から急遽事件が提出されたため、その対応を協議するために休憩に入る旨を述べるか、②事件の提出については言及せず、議事の都合により休憩に入る旨を述べるかのいずれかの宣言を行っておくことが適当です。このような宣言を行えば、傍聴者などから疑問や批判が出ることを未然に防ぐことができるからです。

参考 標準市議会会議規則

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 省略

Q4

会議録署名議員の追加指名について
本市では、会議規則に会議録署名議員を二名指名することになっている。また、会議録署名議員は、開会日に指名し、会期を通じて会議録署名議員として出席することになっている。

今定例会において、指名された議員に対する問責決議案が提出された。このため、当該議員は除斥となるが、当該事件は委員会付託を省略して直ちに採決となり、否決される見込みである。このため、除斥となる時間が極めて短時間であることから、会議録署名議員の追加は不要とする意見が議会運営委員会では出された。
会議録署名議員の追加を行わないことは可能か。

A4 会議録署名議員は、地方自治法において、二人以上の者が必要とされています。

会議録署名議員は、その会議録の記載が真実であることを保証するために署名することから、法が定める人数を常に確保しておくことが必要と考えます。

会議録署名議員の指名は、①Q4のように会期の初めに指名し、当該会期を通じて会議録署名議員として出席する場合、②本会議が開

催されるごとに指名し、その日ごとに会議録署名議員が異なる場合のいずれかになります。地方自治法や会議規則には、会議録署名議員の指名の時期に関する規定はありませんので、どちらの方法が良いかは、各議会の先例等に基づく判断になります。

このことを踏まえると、除斥による退席時間が短時間でも、一定時間、法が求める会議録署名議員の人数を満たさない状態が生じることから、速やかに会議録署名議員の追加指名を行う必要があると考えます。追加指名の時期については、①会議録署名議員が除斥になる直前、②会議録署名議員が除斥になった直後のいずれかが考えられます。いずれの方法でも問題ありませんが、①の方が一日程の中に別の議事が入ることを回避できることから、問題が少なく考えます。

なお、Q4のような問題を回避するため、一部の議会では、会議録署名議員の人数を法が定める二人を超える人数、例えば三人を指名する運営を行っています。会議録署名議員の人数については、各議会の会議規則に定めることになっています。

参考 地方自治法

第123条 第1項省略

2 会議録が書面をもつて作成されていると

- きは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- 3 会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

4 省略

参考 標準市議会会議規則

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、

○人とし、議長が会議において指名する。

Q5 少数意見の留保と修正案の提出について

委員会に託された補正予算案について、一人の委員が修正案を提出したが、否決されたため、修正案の内容を反映させた少数意見の留保を行った。

本会議で委員長報告を行った後に少数意見を留保した者による報告が行われることになるが、一部の議員から少数意見を留保した以上、これを反映さ

せた修正案を本会議に提出するべきであるという意見が出ていることに加え、少数意見を留保した議員が修正案を提出しないならば、少数意見の報告を動議に基づく議決で省略するべきという意見も出ている。

少数意見を留保した者は、その内容を反映させた修正案を提出する義務があるのか、また、少数意見の報告のみを動議に基づく議決で省略することが可能なのか。

A5 まず、少数意見を留保した者が修正案の提出をしなければならないかについては、法的な義務はありません。少数意見を留保した者に対しては、本会議でその内容について報告する義務が会議規則にあるだけで、修正案や議案等を提出することを義務とする規定はありません。少数意見については、必ずしも修正案に反映できる意見であるとは限らないことが理由です。つまり、少数意見を反映した修正案の提出は、当該議員の任意です。

次に、修正案を提出しない場合、少数意見の報告のみを動議に基づく議決で省略することの可否ですが、不可能と考えます。少数意見の報告は、議題となっている事件の賛否の参考にするために行われるものであり、少数

意見の報告のみを省略するのは、少数者保護の観点からも極めて問題があります。よって、少数意見の報告を省略したいならば、委員長報告も省略することになると考えます。

参考 標準市議会会議規則

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 省略

第108条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

Q6

特別委員の就任拒否について

ある議員に対する懲罰動議が提出された。本市議会では、懲罰動議が提出された場合、懲罰審査特別委員会を設置することになっている。このため、議長が議会運営委員会の意見を踏まえて、委員会条例に基づき、懲罰審査特別委員の選任を指名により行った。

これに対し、懲罰対象の議員を支持する議員が、事前に何の相談もなかったこと、議長が一方的に指名したことを理由に、懲罰審査特別委員の就任を拒否し、当該委員会の出席を拒否する旨を議長に伝えてきた。

このような状況に対して、どのように対応するのが適当か。

A6

まず、特別委員の選任については、当該市議会の委員会条例に、委員の選任は議長の指名によるとされている以上、会議に諮って委員の選任を行う必要はありません。事実上の行為として、議長の指名による選任を行うに先立ち、議会運営委員会や会派代表者会議で特別委員会の委員の候補を提示し、内諾を得て本会議で指名することが、円滑な運営のために行われますが、これは法的に求められる手続ではなく、先に述べたようにあ

くまで円滑な本会議の運営のために行われる事実上の行為です。

このような手続が行われないことを理由に、委員会の委員の就任を拒否することは認められないと考えます。また、委員の選任は選挙と異なり、選任された議員の承諾は不要ですので、指名された委員は、当該委員会の委員として委員会に出席する義務が生じます。委員に就任することを拒否したいならば、一度委員に就任した後に、委員会条例に基づき当該委員会の委員の辞任の申出を行い、議長または委員会の許可を求めなければなりません。通常、委員に選任直後に委員の辞任の申出が行われても、余程の理由（健康上の理由など）がない限り、辞任が許可されることはないと考えます。

したがって、就任を拒否する議員に対しては、①就任の拒否はできないこと、②どうしても就任したくない場合は、一度就任して辞任の申出を行い、委員会条例に定める手続で許可を得ること（ただし、許可が得られる可能性は低いこと）、③就任拒否を続けると、委員としての責務を果たしていないことを理由に懲罰動議が提出される恐れがあることを伝え、今後、どのようにするかを当該議員に判断させることが適当と考えます。

参考 標準市議会委員会条例

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2～4 省略

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

参考 行政実例（昭和25年3月25日）

問 議会の常任委員会の委員等の選任について、条例中に「常任委員は、議長が議会にはかつてこれを選任する。」「委員長及び副委員長は、議長が議会にはかつて、その委員のうちからこれを選任する。」と定がある場合においては、その選任の方法については、第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）の規定の適用がないと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方議会運営事典（ぎょうせい）